

2022. 11. 1 第51回口頭弁論期日後の記者会見要旨

前回の口頭弁論期日は7月19日でした。その後、9月8日に弁論準備期日がありました。それから約2か月経ちました。本日は、第51回口頭弁論期日でした。

口頭弁論でしたので、傍聴された記者のみなさんにはお分かりのことと思いますが、今回、私たちは、被告が9月1日付で提出した準備書面（39）に対する反論の準備書面を提出し、被告の主張は、私たちが平成29年（2017年）6月23日付の準備書面32で「A17断層が敷地内にあること、それは、活断層である」と主張したことに対する反論にはなっていないことを明らかにしました。あとで、青山弁護士から詳しく説明してもらいますが、浜岡原発の敷地は、フィリピン海プレートによって今もずっと押され続けています。その圧縮応力で、敷地にひずみが生じないということはありませんということなのです。

さて、ロシアのウクライナ侵攻が始まって8か月以上経過しました。ロシアのウクライナ侵攻によってエネルギー価格が高騰したため、政府は、原発の運転期間の延長の検討、次世代原発の開発も検討するという大きな政策の変更を言い出しました。昨年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、可能な限り原発の依存度を低減するとしていたのに、急な方針転換です。運転期間については、福島第一原発の事故を踏まえた改革の象徴として原子炉等規制法の改正で、原則40年、1回に限り最長で20年延長できるとされていたものです。機器などの劣化が進む老朽原発の運転を制限し事故のリスクを下げるための改正だったのに、何の議論らしい議論もなく変えるというのですから、福島事故の反省を忘れたと言わざるを得ません。尤も、規制基準に適合するとの立証は電力会社がしなければならないのですから、経年劣化が進めば進むほど、その立証は難しくなるでしょう。また、審査中は運転期間に含めないようにしようとの意見もあるようですが、運転していなくても、機器は老朽化していきます。昨年5月に浜岡5号機の非常用ディーゼル発電機の排気管伸縮継ぎ手が破損した事故がありましたが、その原因は、運転中の振動に伴う疲労破壊で亀裂が拡大したためだったとのことです。運転停止中でも、機器はどんどん老朽化していくのです。

次世代原発の開発というのは、革新軽水炉、小型モジュール炉、高速炉、高温ガス炉、核融合炉の5つがあげられますが、革新軽水炉と小型モジュール炉以外は、研究段階で、実用段階にはありません。革新軽水炉は、海外で導入されているものですが原子炉格納容器を覆う壁の厚さを従来の2倍にしたり、溶け落ちた核燃料を受け止めるコアキャッチャーを備えたりとかするもので、建設費は、従来のものを大幅に超えます。安い電力を得るために導入すべきものではありません。小型モジ

ユーロ炉は、小さな原発を沢山つくるというもので、採算性が問題ですが、それを作る場所が見つかるのかという問題があり、実用は難しいと思われます。高速炉は、「もんじゅ」が廃炉になったということから明らかなように実用まではかなりの時間がかかるでしょう。高温ガス炉、核融合炉は、まだまだ実験段階です。一番の問題である核のゴミの処理は解決できていません。原発を動かせば動かすだけ核のゴミは貯まり続けます。

原発は安いものではないことを国も認めているのです。原発依存をやめ、再生可能エネルギーの進展にこそお金をかけるべきです。太陽光と風力を最大限利用すれば、石油、天然ガスを輸入しなくても電力は賄えます。エネルギー安全保障上も、それが一番得策のはずです。

福島第一原発事故の反省として、私たちは、エネルギーの使い方を考え直すべきでした。原発に依存しない社会をつくるためにどうすべきかを、もう一度、考え直すべきでしょう。

弁護士 鈴木 敏 弘